

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 選挙管理委員会の招集(市町村振興課)  
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
飼料の試験の結果の概要(畜産課)  
一般国道の区域の変更(道路課)  
一般国道の供用の開始( )  
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)  
廃川敷地等の生成(河川課)
- ◇ 教委告示 平成八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(高等学校課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施(管理課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百三十三号

平成八年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一日時 平成八年一月九日(火) 午後二時
- 二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議 題

- 1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 平成七年度市町村選挙啓発担当者研修会の開催について

### 鳥取県告示第八百四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		表示された発行記号等	発 行 所 名
		題 号	類 別		
5 4 4 3	雑誌その他 の刊行物	花 ビ ラ パ ッ ク リ	雑誌	ISBN-06-2532-BEH-02	エー・ピー・エー コーポレーション
5 4 4 4	〃	ザ ・ シ ュ ガ ー	雑誌	04167-10	株式会出版
5 4 4 5	〃	投稿ニャンニャン写真	雑誌	16747-10	株式会出版

5446	〃	ナ イ ト ・ ヲ ナ ー カ ー 10月号	雑 誌 06843-10	株 式 出 版 会 社
5447	〃	フ ッ プ ル 写 真 館 8月号	雑 誌 01447-8	三 株 式 出 版 会 社
5448	〃	フ ッ プ ル 通 信 1995 8月号	雑 誌 01559-8	三 株 式 出 版 会 社
5449	〃	美 少 女 ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン 漫 画 ト レ ビ ア ン 9 月 号 増 刊	雑 誌 18640-9/30	三 株 式 出 版 会 社
5450	〃	お 姉 さ ま S p e c i a l 漫 画 ア イ ド ル 9 月 号 増 刊	雑 誌 1454-9/15	巴 式 出 版 会 社
5451	〃	ザ ・ ナ イ ス 1995 9	雑 誌 14009-9	株 式 出 版 会 社
5452	〃	フ ● P の G ス ポ ッ ト	S-021	ハ ー ド フ ァ イ ェ ー ス カ ン パ ニ ー
5453	〃	私 は 貴 方 の 夢 人 形	ANPY-14	B i g コ ー ポ レ ー シ ョ ン
5454	〃	も ぎ た て の 天 使	0.13	北 陽 出 版 会 社
5455	〃	震 え て 挑 発	NO. 77	北 陽 出 版 会 社
5456	〃	い ま 爆 発 の 寸 前	NO. 78	北 陽 出 版 会 社
5457	〃	パ ナ ナ 通 信 1995 10	雑 誌 17591-10	株 式 出 版 会 社
5458	〃	劇 画 コ マ ャ ン ド ー 1月号	雑 誌 13625-1	黒 田 出 版 会 社
5459	〃	漫 画 エ ロ ト ラ フ 1月号	雑 誌 コ ー ド 18323-1	株 式 出 版 会 社
5460	〃	人 妻 エ ロ ス 漫 画 チ ェ ス ト 1 月 増 刊 号	雑 誌 コ ー ド 08330-1/15	株 式 出 版 会 社
5461	〃	漫 画 ダ イ ナ イ ト 1995 11	雑 誌 コ ー ド 05979-11	巴 式 出 版 会 社
5462	録 画 テ ー プ	可 憐 な デ ビ ュ ー 立 本 結 花	PP-09	株 式 出 版 会 社

鳥取県告示第八百五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成七年十一月に収支した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
岡山県倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社水 島工場	倉吉市大塚 5 9 7 — 1 鳥取県農業協同組 合連合会大塚飼料 基地	④くみあい標準配合飼 料モーレット	平成 7年 11月	21.0	5.3	4.2	5.3	0.93	0.63	11.9	
		④くみあい配合飼料子 牛育成用ニューグリー トベレット	〃	17.3	3.3	5.1	5.8	0.94	0.69	11.4	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	〃	くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと737レ ー	〃	11.8	3.8	4.6	4.6	0.92	0.45	12.2	
		くみあい配合飼料グリー ンソフレーク	平成 7年 10月	14.4	3.4	8.1	5.6	0.94	0.45	11.4	
神戸市 昭和産業株式会 社神戸工場	倉吉市小鴨 5 3 3 — 1 有限会社桑田飼料 店	協同印ハイコロ 1 0	平成 7年 11月	21.9	4.2	0.5	5.8	1.10	0.72	8.7	
		ママ7スーパーフレイ ト	〃	16.1	5.5	2.9	4.0	0.59	0.50	11.5	
福岡県北九州市 協同飼料株式会 社門司工場	〃	ラクトゾロ 9 5	平成 7年 10月	26.9	15.9	5.0	8.5	1.57	0.59	7.1	
		脱脂大豆	〃	46.8	1.3	4.5	6.1	0.26	0.65	10.8	
岡山県倉敷市 ニッコー製油株 式会社水島工場	倉吉市広栄町 9 3 1 鳥取ノーサン商事 株式会社	ノーサン印子豚人工乳 後期用配合飼料ネオオ イニーB	平成 7年 11月	18.8	4.1	2.0	5.6	0.71	0.60	10.9	
		ノーサン印若令牛育成 用配合飼料ハイグロア ー	〃	14.4	3.0	4.3	5.3	0.87	0.54	12.3	
岡山県倉敷市 日本農産工業株 式会社水島工場	〃	ノーサン印肉用牛肥育 用配合飼料ビーフレ ク75	〃	12.4	2.8	3.3	4.2	0.62	0.44	12.4	

茨城県鹿島郡 鹿島飼料株式会 社鹿島工場	東伯郡泊村大字石 脇 3 9 4	マルニ印配合飼料カー ラクロラー S	〃	14.4	3.3	3.3	6.0	1.32	0.41	11.7	
広島県三原市 日和産業株式会 社三原工場	中村産業株式会社 中部支店	ニチワ印若令牛育成用 配合飼料スーパーカー フ 1 4	平成 7 年 10 月	14.6	3.0	6.5	4.9	0.64	0.44	11.3	
		⑩ニチワ印成鶏飼育用 配合飼料ニースター	平成 7 年 11 月	17.0	4.3	2.4	9.9	3.26	0.58	11.5	
		マルヒ印とうもろこし ・魚粉二種混合飼料	〃	9.2	3.9		1.6	0.14	0.30	13.5	
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町 2 丁 目 1 4 3 倉谷魚粉製造所	5.5. 0%魚粉	〃	65.5	0.5		16.8	4.96	2.95	10.3	
岡山県倉敷市 中部飼料株式会 社岡山工場	鳥取市秋里 4 0 3 — 1 株式会社イナキ	マル中印乳用牛飼育用 配合飼料 α-D R Y 〔ドライ〕	平成 7 年 10 月	12.8	2.8	14.6	6.4	0.56	0.41	11.1	
		マル中印肉用牛肥育用 配合飼料 α 和牛らんど	〃	15.6	2.8	3.3	5.2	0.63	0.59	11.1	
		マル中印肉用牛肥育用 配合飼料 α ビーアフ後期	平成 7 年 11 月	12.3	3.4	6.0	3.8	0.55	0.43	11.6	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	鳥取市五反田町 3 鳥取県農業協同組 合連合会鳥取支所	⑩くみあい配合飼料コ ーフェック	〃	17.4	5.0	3.0	11.4	3.49	0.63	11.1	
岡山県玉野市 加藤製油株式会 社岡山工場		農協のえさびゆあシス テム専用和牛育成用 脱脂大豆	〃	16.9	2.6	8.4	6.9	1.08	0.50	11.5	
			〃	45.3	0.8	5.0	5.9	0.24	0.64	11.1	

注 1. 飼料の名称の欄中「⑩」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 4 条第 1 項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

**鳥取県告示第八百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成七年十二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	変 更		区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前後別	変更前			
三二三号	変更後	倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町一七七地先まで	倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町二二九地先まで	一五・三 ） 三九・〇	三二六・〇 ） 三三五・〇
		倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町二二九地先まで	倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町二二九地先まで	一五・〇 ） 四〇・六	二二六・〇 ） 二二六・〇
	変更前	倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町二二九地先まで	倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町二二九地先まで	一五・〇 ） 四〇・六	二二六・〇 ） 二二六・〇

**鳥取県告示第八百七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成七年十二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三二三号	倉吉市見日町五〇〇地先から 同市見日町二二九地先まで	平成七年 十二月二十六日

**鳥取県告示第八百八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成七年六月二十六日 鳥取県指令鳥土維第二百九十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市湖山町東五丁目及び岩吉字富地田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市岩吉二五五十三  
有限会社 ツインガリバー  
代表取締役 門脇 善和

**鳥取県告示第八百九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月六日 鳥取県指令米土維十第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎八丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎八丁目三一八

驚見 光徳

鳥取県告示第八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年六月二十八日 鳥取県指令米土維十四第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字西原字小清水

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原六丁目一四〇

株式会社 辻工務店

代表取締役 辻 一郎

鳥取県告示第八十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

一級河川天神川水系小鴨川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成七年十二月二十六日

三 廃川敷地等の位置

東伯郡関金町大字今西字瀧ノ下一一八二一六地先から同大字字上向河原七六一二地先まで

地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二、五五九・〇九平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を

有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規

定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内

に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

平成八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県教育委員会 大 石 健

平成8年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	約1000人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約1000人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約1000人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

- (1) 出願手続
  - ア 入学志願者は、次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。
  - イ 入学志願書(各募集高等学校から交付されたもの)に所定の入学選抜手数料

に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

- (イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
  - (ウ) 写真1枚(出願前3箇月以内に脱帽して撮影した、上半身像のもので、名刺判とし、裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)
- イ 高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。
- (2) 出願期間
    - 平成8年4月1日(月)から同月5日(金)まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月3日(水)までの消印のあるものに限る。
    - (3) 受付時間
      - 9時から17時まで
    - (4) 受付場所
      - 各募集高等学校
  - 4 入学者選抜の方法
    - 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。
  - 5 学力検査の日時等
    - (1) 日時 平成8年4月8日(月)9時から(ただし、8時30分までに集合すること。)
    - (2) 場所 各募集高等学校
    - (3) 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ及び英語Ⅱ
  - 6 合格者の発表
    - 平成8年4月12日(金)12時に各募集高等学校に合格者の受検番号を掲示する。
  - 7 注意事項
    - (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
    - (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。
  - 8 参考事項

- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。  
 国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期（4月から8月まで）及び第2学期（9月から翌年3月まで）の2期とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県公安委員長 上 田 泰

申請者	氏名又は名称	株式会社 竹屋			
	住 所	愛知県春日井市美濃市二丁目98			
遊技機の区分の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	造 者 名	検 定 号
	遊技機	ラジカル	株式会社 竹屋	株式会社 竹屋	520048
	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	規則第6条第1号	規則第6条第1号	520048
	口該当機	規則第6条第1号	規則第6条第1号	規則第6条第1号	520048
	イ該当機	規則第6条第1号	規則第6条第1号	規則第6条第1号	520048
〃	規則第6条第1号	東海道エクスプレス2	〃	500309	〃
〃	規則第6条第1号	東海道エクスプレス2	〃	500309	〃

公 告

みなとさかい交流館（仮称）新築工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成 7 年 12 月 26 日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 みなとさかい交流館（仮称）新築工事
- (2) 工事場所 境港市大正町
- (3) 工事内容

ア 本施設は、環日本海時代を迎え対岸諸国との交流の窓口をはじめとして、鳥取県の観光・物産などの情報の発信基地はもとより、J R と隠岐航路を結ぶターミナルなどの機能を併せもつ建物である。

イ 外装は中空セメント板、石及びアルミ等の素材を使い、4本のシリンドラーと波のうねりをイメージしたアルミ板の曲面壁及び三角形のガラス塔など変化に富んだものとなっている。

ウ 建設地が、J R の駅舎に隣接しているため、施工にあたっては利用客の安全確保を最優先にするほか、騒音・振動などによる周辺の環境悪化、工事車両の安全通行等を配慮して、作業時間・作業工程はもとより精密な仮設・安全・施工計画等を立てる必要がある。

エ また、限られた狭い空地の中においての工事であること、ターミナル、レストランなどの商業的施設及び事務所の用途を併せもつ複合施設であることなどから、別途発注予定の連絡橋工事及び設備工事相互間について、機能上・納まり上



等、特に綿密な調整を行う必要がある。

(4) 工事の規模、構造等

構造 鉄骨一部鉄筋コンクリート造地上4階建  
面積 建築面積 約1,136㎡  
延べ床面積 約3,334㎡

基礎 杭基礎

屋根 アスファルト防水、ガラス

外壁 アルミ板、中空セメント板、石、ガラス

別途発注予定の工事

附属棟他工事、連絡橋工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事

(5) 工期 平成8年3月から平成9年4月30日まで(予定)

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の構成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県外に本店を有する者1者と県内に本店を有する者2者による組み合わせとする。

ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。

エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 県外に本店を有する者

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るものを有すること。

(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。

(イ) 平成7年12月26日(火)から平成8年2月6日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(カ) 平成2年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000㎡以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限り。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者

② 平成2年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000㎡以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者

(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

<p>(イ) 知事が定める平成 7 年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事 A 級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 平成 7 年 12 月 26 日（火）から平成 8 年 2 月 6 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者をそれぞれ 1 名当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積 1,000㎡以上の建築工事に従事した経験をする者</p> <p>(カ) 鳥取県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する本店を有すること。</p> <p>(キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成 7 年 12 月 26 日（火）から平成 8 年 1 月 12 日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに平成 7 年 12 月 29 日から平成 8 年 1 月 3 日までの日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目 220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p>	<p>ア 提出期間</p> <p>平成 7 年 12 月 26 日（火）から平成 8 年 1 月 12 日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに平成 7 年 12 月 29 日から平成 8 年 1 月 3 日までの日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>鳥取市東町一丁目 220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>技術資料等は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業（電話番号 0857-26-7347）である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	---